

事例 7

治療を目的としない入院

入院給付金は、疾病や傷害の治療を目的として入院されたときにお支払いします。



嘔吐を繰り返したため病院を受診したところ、医師より原因を調べるための検査入院が必要であると指示を受け入院した。

- 身体の異常を原因とした医師の指示による検査入院は「治療を目的とする入院」に該当するため、入院給付金をお支払いします。



定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるために入院した。

- ❗ 治療を目的とする入院ではないため、入院給付金をお支払いできません。

解説

- 治療処置をとみなわない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などによる入院は、治療を目的とする入院に該当しないため、お支払いできません。
- 身体に何らかの異常があったため病院で受診し、治療するにあたり検査入院が必要であると医師から指示された場合は、治療を目的とする入院に該当します。
- 日常生活介護のための入院、介護老人保健施設(老健施設)、医療機関でないリハビリ施設への入所などは、お支払いの対象となりません。

主な対象商品

団体定期保険 災害保障特約、総合福祉団体定期保険 災害総合保障特約、(無配当)医療保障保険(団体型)、疾病入院・手術保障特約付 集団扱定期保険